

(参考様式3)

板倉農業振興地域整備計画の変更理由書

整備計画の変更を行う理由

群馬県農業振興地域整備基本方針が令和3年6月に変更されたこと、また農業振興地域の整備に関する法律第12条の2に規定する基礎調査を実施したことに伴い、整備計画を変更する必要性が生じたため、法第13条第1項の規定に基づき変更を行う。

地域名 板倉農業振興地域

(群馬県板倉町)

第1 農用地利用計画の変更

1 農用地利用計画を次のとおり変更する。 (単位：ha)

地区区域	変更内容					備考
	変更前の面積	変更後の面積	農用地区域から除外する面積	農用地区域に含める面積	増減	
A-1 除川	123.12	123.12				
A-2 西岡	72.54	72.54				
A-3 西岡新田	30.45	30.45				
A-4 大曲	101.90	101.90				
A-5 大荷場	51.97	51.97				
A-6 細谷	176.52	176.52				
A-7 離	103.65	103.65				
B 海老瀬	217.72	217.72				
C-1 下五箇	116.05	116.05				
C-2 大高島	188.95	188.95				
C-3 飯野	123.58	123.58				
D-1 板倉	256.86	256.86				
D-2 岩田	119.89	119.89				
D-3 粳谷	185.76	185.76				
D-4 内蔵新田	56.49	56.49				
合計	1,925.45	1,925.45				

注：小数点以下第2位まで表示する。

なお、「増減」欄が減少の場合は、数値の左に△で表示する。

2 農用地区域の概要

(変更前)

農業振興地域内において、農用地等1,925.45haについて農用地区域を設定し、うち1,920.39haを農地、0haを採草放牧地、0haを混牧林地、及び5.06haを農業用施設用地としてそれぞれ用途を指定する。

(変更後)

農業振興地域内において、農用地等1,925.45haについて農用地区域を設定し、うち1,920.39haを農地、0haを採草放牧地、0haを混牧林地、及び5.06haを農業用施設用地としてそれぞれ用途を指定する。